

海外経済要録

米州諸国

△米国、自動車産業の労働協約更新

ゼネラル・モーターズ(GM)、フォード、クライスラーの大手3社と全米合同自動車労組(UAW)とは、8月31日失効の労働協約更新に關し、さる6月末ごろから交渉を続けてきたが、9月中旬、就業規則をめぐる若干のストキワギの後、GM-UAW間に要旨下記の線で原則的な合意をみるに至った。他の2社との協約もほぼ同様の条件で更改されるものとみられる。新協約の特徴は、毎年の賃金引上げを旧協約の線に維持しつつ、操短ないし一時解雇に対する補償を強化した点にあり、インフレ的労働コストの増加を回避しようとする会社側の意向と、雇用の保障と増加を重視する組合側の意欲ととともに具現している。その内容については終始強い関心を示し続けていた政府筋でもこれを歓迎する態度をみせている。ちなみに、UAW組合員数はGM31万、フォード12万、クライスラー4.5万、業界の平均賃金は時間当たり2.84ドルといわれている。

- (1) 協約期間3年。
- (2) 各年時間当たり6セントまたは2.5%のいずれか大きい割合での賃上げ(旧協約と同じ)。
- (3) 消費者物価指数1%ポイント上昇ごとに時間当たり1セントの調整的賃上げ(旧協約と同じ)。
- (4) 労働時間が週40時間を下回った場合、その下回った非労働時間につき、賃金の65%を支給(新設)。
- (5) 一時解雇者のための補完失業手当計画につき、支給額を賃金の65%から75%見当へ、支給期間を26週から52週へ拡大。
- (6) その他、退職年金支給額の増額、医療保険の改善、転勤手当の支給など。

なお、UAWとアメリカン・モーターズとの労働協約(9月6日失効)改訂交渉は、大手3社関係に先立つ8月下旬に終了した。この新協約の内容は上記3社分とほぼ同じであるが、労働史上定期的な利潤分配計画を新設し、税引前利潤から株式資本の10%相当分を除いた残額の10%を労働者側にわかつ、これを退職年金や医療保障の強化に充當し、別に5%相当額を組合員による同社株式取得のため使用することとしている点がとくに注目される。

△米国、新対外援助法の成立

ケネディ政権初の対外援助計画として注目の新援助法は、9月4日まで権限法が成立、これに続き近く支出予算法の成立も見込まれるに至った。新援助法は1951年以来援助の基本法となってきた相互安全保障法に全面的にとって代わるものである。

新計画の特色は、低開発諸国に対しそれぞれの長期經濟開発計画に即した援助を供与するため、本年度12億ドル、明1963年度から1966年度まで各年15億ドル、計72億ドルの支出権限が大統領に一括付与された点にある。実際の予算措置は各年の支出予算法によってなされるが、格別の事情のない限り、議会は支出予算の計上を拒否しないものと了解されている。従来、援助が各年ごとに計画され、ともすれば一貫性を欠く傾向が指摘されていたことにかんがみ、新方式は、大統領も述べたごとく「經濟開発の時代の始まり」を意味するものとして意義深い。もっとも政府原案は、必要資金を財務省からの借入の形で調達し、毎年の議会審議の煩を避けようとしたものであったが、結局、予算審議権の確保を重視する議会、とくに下院の強硬な反対により否定されることとなった。これは現在の政府と議会との関係のきびしい一面をうかがわせるものとして注目されている。

なお、過般の援助教書に示されたとおり、新計画ではこれまでの開発借款基金(DLF)、国際協力局(ICA)などの活動が統合され、新設の國務次官を長とする国際

1962年度分対外援助予算

(単位・百万ドル)

区分	大要 統 請 額	支出権限 オーソリゼ ーション
開発融資	1,187	1,200
(同 63~66年度分)	(各年 1,900)	(各年 1,500)
開発贈与 (旧技術援助)	380	380
軍事援助	1,885	1,700
支特援助 (旧防衛支持)	581	465
特別基金	500	300
国際機関	153.5	153.5
その他	76	55
計	4,762.5	4,253.5

開発局 (Agency for International Development) のもとにおかれることとなっている。主要項目別予算の内訳は別表のとおり。

◇米国のマニュファクチャラーズ・トラストとハノーバー銀行の合併

ニューヨーク・シティ所在のマニュファクチャラーズ・トラスト・カンパニー (Manufacturers Trust Co.) およびハノーバー・バンク (Hanover Bank) 両行の合併は、本年1月両行株主総会の議決、6月および9月それぞれニューヨーク州銀行局および連邦準備制度理事会の承認を経た後9月8日正式に成立した。

両行の合併は新設合併 (consolidation) の形式をとり、新銀行マニュファクチャラーズ・ハノーバー・トラスト・カンパニー (Manufacturers Hanover Trust Co.) はマニュファクチャラーズの頭取 Charles J. Stewart 氏を取締役会長として、9月11日より営業を開始した。新銀行の総資産および総預金は、それぞれ57億ドルおよび50億ドルで、規模においてケミカル、モルガン・ギャランティを抜いて全米第4位、ニューヨーク州第3位の銀行となる。

今回の合併は最近における銀行合併傾向の一つの現われであるが、銀行合併の規制問題に関しては、昨年5月の連邦預金保険会社法の改正において、独占禁止のみの立場からする司法省の規制強化論に対しより一般的な金融上の考慮を重んずる銀行監督当局の主張がいれられており、今回の合併も同法に基づく連邦準備当局の承認によって認められたわけであるが、司法省がこれに対し一時差止命令を裁判所に要求するなどの動きもみられ、今後の成行きが注目されている。

◇エクアドルの平価切下げ

エクアドル政府は7月19日 IMF の同意を得て、平価を1米ドル当たり15スークレ (sucré) から18スークレへ切り下げ、同時に従来の複数為替レート制度を大幅に簡素化する措置をとった。すなわち、同国の為替制度は従来、公定レート、自由レート、およびいくつかの混合レート (mixed rates) —— 全輸出額の約半分について適用され、各品目について一定額までは公定レート、それ以上は自由レートを、もしくはその逆を適用するもの) から成る複雑なものであったが、今回の改正により、すべての貿易および貿易関係取引の90%以上は公定レートで行なわれ、重要でない貿易外取引と登録外の資本取引は自由レートで行なわれ、混合レートは廃止されることとなった。

今回の切下げが行なわれたのは、資本の流出によりスークレの価値が下落し、中央銀行の自由市場介入によつてもスークレに対する信用を回復することができず、外貨に対する激しい需要が続いたためである。

歐洲諸国

◇歐洲共同市場の域内労働者移動の自由化措置

歐洲共同市場 (E E C) は、9月より域内の労働者移動の自由化についての第1次措置を実施した。周知のとおりローマ条約は域内の労働者移動の自由化をその目的の一つとしている。今回の措置は、その第1段階 (1962年末まで)において適用されるもので、全体としてはなお自国民優先主義が貫かれているものの、今後加盟国の労働者が他の加盟国に入国し、滞在し、雇用される権利が原則的に認められこととなり、さらに給与・解雇・組合加入の面でも差別を受けないことになるなど画期的な意義をもつものとみられる。

第1次措置の概要は次のとおりである。

(1) 雇用の国内市場優先の原則は尊重され、加盟国は国内の雇用需要を自國労働者で充足するため、3週間の優先期間が与えられるが、それを過ぎれば、他のE E C労働者にも求職の機会が与えられる。

(2) 外国人労働者は1年間の常雇後は、継続して同一職業につくことができ、3年間同一職業に従事した者は他の職業に移ることができ、また4年後には国内労働者と同一の条件で求・就職することができる。

(3) 外国人労働者の扶養家族 (配偶者および21歳未満の子弟) の入国、滞在、就学などの権利も認められる。

(4) このため、加盟国は労働者および家族の入国、滞在、雇用、本国送金などの手続きを簡素化するとともに、それらに対する制限を緩和すること。

(5) E E Cの労働需給調整のため、新たに歐州労働調整事務局 (Bureau européen de coordination de la compensation des offres et des demandes d'emploi) が設置され、また加盟国は毎月共同市場委員会に対し国内労働情勢を詳細に報告することが義務づけられる。

本措置の実施により、とくに問題となる点は、①今後E E Cにおいては、域内・域外労働者の差別がますます強まるであろうこと、②労働力移動の自由化が進むにつれ、各國相互間の賃金、労働時間など労働条件の平準化が行なわれること。③過渡的な段階ではE E Cのような超国家機構の労働政策は、必ずしも各國それぞれの労働

政策、組合の要求などと一致せず、一時的な摩擦も予想されること、などである。共同市場委員会は今次の労働者移動自由化措置の実施に伴い、その効果を強めるための補完的措置として域内未熟練労働者に対する職業教育を組織的に推進することに深い関心を示し、さしあたり共同市場諸機関の援助のもとに、イタリア労働者の訓練についてイタリアと西ドイツ、オランダ両国との間に早急に協定が結ばれるよう努力している。

なお、今次の措置は当面言語・風俗・社会慣習の差異から、直ちに大量の労働力の移動を惹起するというような即効は期しがたいが、長期的にみれば、経済的、社会的に広範な影響を及ぼすものであることはいうまでもなく、ローマ条約に定められた共同市場完成への重要な前進としての意義を有するものといえよう。

◇ ブンデス銀行の支払準備率引上げ

ブンデス銀行は9月7日の中央銀行理事会におい

支払準備政策の推移

区分	措置の概要	平均準備率	支払準備義務額	備考
1959年		%	億マルク	
10月	引締め政策開始前	8.1	71	非居住者預金については1960年1月より1959年11月末の残高をこえる分につき、法定最高限度の基準率を適用
11月	1959年10月末現在の率の10%引上げ	8.9	79	
1960年				
1月	1959年10月末現在の率の10%引上げ	9.7	89	
3月	1959年10月末現在の率の20%引上げ	11.2	105	
6月	1959年10月末現在の率の15%引上げ(ただし貯蓄預金については10%)	12.3	117	
7月	3~5月の平均残高をこえる分につき法定最高限度を適用	12.5	122	
12月	7月の特別措置廃止	12.3	123	
1961年				
2月	1959年10月末現在の率の5%引下げ	11.8	122	
3月	1959年10月末現在の率の10%引下げ	11.0	115	
4月	1959年10月末現在の率の5%引下げ	10.7	112	すべての非居住者預金につき法定最高限度の支払準備率を適用
6月	1959年10月末現在の率の10%引下げ	9.8	105	
7月	1959年10月末現在の率の5%引下げ	9.4	101	
8月	" "	(推定) 9.1	(推定) 97	
9月	" "	(推定) 8.7	(推定) 93	

て、居住者預金に対する支払準備率を1959年10月現在の率の5%方引き下げ、9月1日から実施する旨の決定を行なった。

今回の準備率引下げは、9月上旬の金融市場が、上旬末の巨額の租税引揚げを控えて引締まりに転じ、ひとごろ2%前後まで低落していたコール・レートが再び公定歩合の3%の水準に近づいたこと、9月中を通じてみても、租税引揚げは60~70億マルクに達するものと見込まれ、金融市场が引締まりぎみに推移する見通しにあることなどを考慮して決定されたものであるが、基本的には従来からの低金利政策推進の線に沿うもので、昨年末以来8度めの支払準備率引下げにあたる。これにより平均準備率は8.7%程度になるものと推定され、1959年10月の引締め開始前の8.1%の水準にかなり接近するに至った。なお今回の措置による流動性解放額は約4億マルクと推定される。

◇ ベルギー国立銀行の公定歩合引下げ

ベルギー国立銀行は、8月23日公定歩合を5%から4.3%へ、輸出手形割引歩合を4%から3.3%へ、それぞれ引き下げ24日から実施することを発表した。

コンゴ問題などから、一時混乱をきわめたベルギーの政治・経済・社会情勢も、3月の総選挙、5月のルフェーブル内閣の成立によってようやく落ち着きを取りもどしている。国内経済は3月以降徐々に立直りを示しており、輸出も鉄鋼・化学製品などを中心に回復(第2四半期中前年比+5.4%)、一時懸念されていた資本逃避も現在ではほとんど影を潜め、金・外貨準備は増加(上半期+50百万ドル)しているなど、国際収支面でもとくに懸念すべき問題は見あたらない。新内閣は緊縮法(loi unique)の線に従って、増税、社会保障費・各種補助金の削減など思い切った財政刷新策をとり健全財政政策を推進しているが、一方E E C諸国並みの経済成長を実現するためには、金利水準の漸進的引下げ(E E C諸国内においてベルギーの公定歩合は現在独歩高を示している)や、産業投融資の効率的運用が必要であるとしている。

今回の措置は、かかる事情を背景として、昨年夏来資本流失対策として引き上げられていた5%の高水準から若干の引下げをはかったものである。なお引き続き輸出関係手形に優遇措置(昨年11月以降公定歩合と2本建となる)を与えてることも注目される。

◇ オランダ銀行の支払準備率引下げ

オランダ銀行は、8月16日支払準備率を現行の10%か

ら8%へ引き下げるなどを決定、22日から実施すると発表した。

オランダ経済は、さる3月のギルダー切上げ後も、国際収支の黒字、一部製造工業での設備不足、労働力の一般的な不足などの情勢に格別の変化はみられず、経済は依然ブーム状態を続けていた。このため4月には支払準備率が従来の最高水準である10%に引き上げられ、7月下旬には消費者信用の引締めが行なわれ、チルストラ蔵相も議会で国内経済活動の抑制を示唆(6月下旬)するなど一連の景気過熱対策が講じられてきた。

しかしながら、最近に至り経済情勢にも若干変化のきがしが現われはじめた。すなわち、このところ機械をはじめ投資財に対する内外からの受注に衰えがみえはじめしており、また、国際収支も、ギルダー切上げの影響が浸透してくるに伴い、輸出の伸び悩み、海運その他サービス収入が漸減したために經常収支の黒字幅が縮小し、資本取引面でもアムステルダム市場で外債起債が再開された(起債額4~6月約1億ドル)ことにより流出傾向が続くななど、悪化の様相を呈している。

今回の措置は、このように最近景気過熱化の懸念が若干薄らいできたこと、外貨の流出を主因に金融市場が引き締まりぎみに推移していることなどによるものであるが、このほか直接的には、8月末ごろに予定されている国債の発行(総額3億ギルダー)、秋口以降財政揚超期にはいるなど向こう1~2ヶ月間資金需要が著しく強まるものとみられることによるものであり、あわせてこの際異例の高水準にある支払準備率を引き下げ、今後の弾力的運営をはからんとするものである。

◇アイスランド・クローネの平価切下げ

アイスランド中央銀行はアイスランド・クローネの平価を下記のとおり切り下げ、8月4日から実施した(最近のアイスランド中央銀行法の改正により、平価の決定は政府と協議のうえ中央銀行がこれを行なう権限を持つこととなった)。

旧平価 1ドル=38クローネ

新平価 1ドル=43クローネ

(切下げ率 11.6%)

なお、同時にドルの買相場を42.95クローネ、売相場を43.06クローネと定め、他通貨の売買相場もこれを基準として定めることとした。

今回の平価切下げは、主として同国内の大幅な賃上げにより今後の輸出減退、国際収支の悪化が確定的とみられ、為替レート変更以外の通常の対策をもってはとうていこれに十分対処しえないものと判断された結果実施さ

れたものである。

アジアおよび大洋州諸国

◆セイロンの1961~62年度予算

さる8月19日セイロンの1961~62年度(10~9月)予算(米ドル換算歳出486百万ドル、歳入383百万ドル)は議会で承認された。本予算は、歳出(2,312百万ルピー)が前年度比15%増となったのにに対し、歳入(1,611百万ルピー)は前年度並み(1%減)であるため、701百万ルピーの赤字財政となっているが、赤字補填のため取引高税などの増税、関税増収、食糧補助金の削減などを計画しているので、実際の赤字は前年度(赤字362百万ルピー)並みの370百万ルピー(77百万ドル)にとどまる見込みである。

本予算の特徴は次のとおり。

- (1) 歳出の約3分の1が社会福祉、教育、食糧関係など社会開発の支出にあてられている。
- (2) 経済開発では農業に重点がおかれて、かんかい、植林、土地開拓などを進めるほか、3大輸出品目たる茶、ゴム、コブラのプランテーションを続行する。
- (3) 財政赤字の縮小をはかるため、関税の増加、取引高税の新設、所得税などの増税を計画している。ちなみに同国は昨秋來国際収支改善のため関税率の引上

セイロンの1961~62年度予算

(単位・百万ルピー)

予算規模

区分	1961~62年度予算	前年度比
歳出	2,312	+ 316
経常支出	1,696	
資本支出	616	
歳入	1,611	- 23
赤字額	701	前年度実績 362

資本支出の構成比

	%
農業	26
工業	16
発電	16
輸送	21
衛生、教育、住宅	21
計	100

げ、適用品目の拡大などにより、大幅な輸入制限を実施しており、このところ外貨事情は小康を得ている。

(4) このほか、海外援助を約30百万ドル期待している。すでに援助国の承諾を得、あるいは折衝中の援助は総額205百万ドルに達しているが、このうち共産圏はソ連157百万ドル、中共およびユーゴー各15百万ドル、計187百万ドルと全体の92%に及んでいる。

◇豪州の1961～62年度予算案

豪州政府は8月15日、1961～62年度予算案(1961年7月～62年6月、米ドル換算歳出43.3億ドル、歳入43億ドル)を議会に提出した。本予算案は、昨年の貿易自由化に対処した健全財政、金融引締め政策の実施により、最近一部の産業活動に委縮傾向がみられ、失業者が戦後最高の水準に達していること、貿易収支は本年5月以降黒字に転じていることなどを考慮して、①社会福祉給付、公共投資など財政支出の増加、②一部消費税の引下げをはかり、③その結果前年度の黒字財政から若干(38百万ドル)の赤字予算に転じている。本予算の概要は次のとおり。

(1) 経常勘定

イ、歳入(1,697百万豪ポンド)

消費需要喚起のため、家庭電気器具・家具の売上げ高税率を引き下げる(8½%→2½%)など、若干の減税措置を講ずる。もっとも税収は自然増収などにより、前年度決算比3.4%増、総額においては、3.6%(59百万豪ポンド)増となる。

ロ、歳出(1,614百万豪ポンド)

社会福祉給付の増額、公共投資の増大(開発銀行への追加出資5百万豪ポンドを含む)、公務員給与引上げに伴う一般経費増、州への交付金の増加などにより、総額は前年度決算比7.9%(118百万豪ポンド)の膨張となっている。

ハ、この結果、統常勘定の黒字は前年度決算比42%

(59百万豪ポンド)方著減する。

(2) 資本勘定

歳入面では、地方公共事業および住宅建設費を前年度決算比4.3%増加する。これに対し、歳入面では長期国債の公募予定額を前年度決算比13%増と見込んでいる。このため資本勘定の赤字は、前年度決算比21%(27百万豪ポンド)の縮小となる。

(3) 以上により、経常・資本両勘定を通じた総合収支尻は、16百万豪ポンドの赤字となる(前年度決算黒字16百万豪ポンド)。

本予算に対する国内の反響は、リセッションの影響を強く受けた製造業界などには、財政面でいっそうの刺激(たとえば、1958～59年度、1959～60年度予算は、それぞれ110百万豪ポンド、61百万豪ポンドの赤字を計上)を望む声もあるが、一般にはこれまでの健全財政方針を大きくくずすことなく、経済成長と安定との調和をはかったものとして好感されている。

豪州の1961～62年度予算

(単位・百万豪ポンド)

歳 入	1960～ 61年度		歳 出	1960～ 61年度		1961 ～62 年度 予算
	予算	決算		予算	決算	
総 額	1,812	1,823	1,919	総 額	1,797	1,807
経 常 勘 定	1,609	1,638	1,697	経 常 勘 定	1,484	1,496
税 収	1,402	1,418	1,466	社会福社費	331	331
うち(所得税)	(510)	(519)	(577)	軍人恩給など	98	98
(法人税)	(268)	(283)	(291)	国防費	198	198
(国内消費税)	(264)	(257)	(265)	公共投資	140	141
(売上げ高税)	(180)	(173)	(161)	州への交付金	351	353
公 企 業 収 入	153	154	161	公 企 業 支 出	128	126
そ の 他	54	66	70	そ の 他	238	249
資 本 勘 定	203	185	222	資 本 勘 定	313	311
長 期 国 債	150	145	165	国 債 債 還	80	79
そ の 他	53	40	57	地方公共事業お よび住宅建設費	230	230
歳 入 不 足	—	—	16	歳 入 超 過	16	16